

日中友好の展望 平和資源としての三菱マテリアル和解

— 三菱マテリアル中国人強制連行・強制労働事件の和解を経て —

2016年9月30日

内田 雅 敏

1 「過ちて改めざる、是を過ち」という

「過ちて改めざる、是を過ちという」、2016年6月1日、北京で締結された三菱マテリアル社中国人強制連行・強制労働事件和解に於いて同社の常務取締役木村光氏が、同社を代表して、中国人受難者・遺族らを代表した閻玉成(86歳)、張義徳(88歳)、阚順(95歳 娘が代理出席)さんら受難生存労工に対し述べた「謝罪文」の一節である。受難生存労工らは同社の「謝罪を誠意あるものとして受け入れ」(和解書第1条)、「私たちは、中国人労働者の強制連行を主導した日本政府、ならびにその他の多くの加害企業が依然として歴史事実を無視し、謝罪を拒む状況下で、三菱マテリアル社が歴史事実を認め、公開謝罪する姿勢を積極的に評価する。」と述べた。

双方は調印式を終えるに際し、日本に強制連行され、日本で亡くなった労工たち、故国に帰ることはできたが、この和解を迎えることなく亡くなった元労工たちに思いを馳せて黙とうした。

2 中国人強制連行・強制労働の歴史

1942年11月27日、アジア・太平洋戦争が長期化する中で、時の東條内閣は中国大陸から中国人を日本国内に強制連行し、鉱山、ダム建設現場などで強制労働に就かせることを企て、「華人労務者移入に関する件」を閣議決定し、1944年の次官会議を経て同年8月から、翌1945年5月までの間に三次に亘り38,935人の中国人を日本強制連行し、国内の鉱山、ダム建設現場など135事業場で強制労働させた。

強制連行され、苛酷な労働を強いられた中国人らは、1945年8月15日の日本の敗戦に至るまでの約1年の間に、6830人が亡くなった。三菱マ

テリアル社の前身三菱鉱業株式会社は、美唄炭鉱(北海道) 289人、大夕張炭鉱(同) 292人、尾去沢鉱山(秋田) 498人、勝田炭鉱(福岡) 352人、飯塚炭鉱(同) 189人、高島炭鉱新坑(長崎) 205人、同端島坑 204人、同崎戸坑 436人、槇峰鉱山(宮崎) 244人の9事業所に計2709人を強制連行し、強制労働させた。長崎市の端島海底炭鉱はその異形な形から「軍艦島」として有名である。同社はその他にも下請として、大夕張・地崎組(北海道) 388人、雄別・土屋組(同) 253人、美唄・鉄道工業(同) 415人、併せて、3765人を強制労働させた。その内、日本の敗戦までに722人(船中死亡11人含む)が亡くなった。

3 三菱マテリアル社の謝罪

このような歴史事実を踏まえ、三菱マテリアル社の前記謝罪文は以下のよう

に述べる。

第二次世界大戦中、日本国政府の閣議決定「華人労務者内地移入に関する件」に基づき、約39,000人の中国人労働者が日本に強制連行された。弊社の前身である三菱鉱業株式会社及びその下請け会社(三菱鉱業株式会社子会社の下請け会社を含む)は、その一部である3,765名の中国人労働者とその事業所に受け入れ、劣悪な条件下で労働を強いた。また、この間、722人という多くの中国人労働者が亡くなられた。本件については、今日に至るまで終局的な解決がなされていない。

『過ちて改めざる、是を過ちという。』 弊社は、このように中国人労働者の皆様の人権が侵害された歴史的事実を率直かつ誠実に認め、痛切なる反省の意を表す。また、中国人労働者の皆様が祖国や家族と遠く離れた異国の地において重大なる苦痛及び損害を被ったことにつき、弊社は当時の使用者として歴史的責任を認め、中国人労働者及びその遺族の皆様に対し深甚なる謝罪の意を表す。併せて、お亡くなりになった中国人労働者の皆様に対し、深甚なる哀悼の意を表す。

『過去のことを忘れずに、将来の戒めとする。』 弊社は、上記の歴史的事

実及び歴史的責任を認め、且つ今後の日中両国の友好的発展への貢献の観点から、本件の終局的・包括的解決のため設立される中国人労働者及びその遺族のための基金に金員を拠出する〔和解合意書第1条(謝罪)〕。

同社は、謝罪の証として、中国人受難者・遺族に対し、一人当たり金10万円(約170万円)の和解金を支給し、さらに「二度と過去の過ちを繰り返さないために、記念碑の建立に協力し、この事実を次の世代に伝えていくことを約束する」とし、事業場等での「受難の碑」建立(の費用、中国からの受難者・遺族を日本にお招きしての追悼事業費(一人当たり金25万円)、受難者・遺族及び基金の調査費を別途支給することとした。

4 交渉、裁判、交渉の経緯

中国人受難者・遺族らと三菱マテリアル社との交渉経緯は長いものがあった。まず、交渉があり、これが拒否され、長い裁判闘争があった。裁判所は、強制連行・強制労働の実態には迫りながらも、国家無答責、時効、除斥期間などの法理、後には日中共同声明による請求権の放棄等の論理により、中国人受難者・遺族らからの請求を退けてきた。

5 最高裁判決「付言」

2007年4月27日、最高裁第二小法廷判決は中国人受難者・遺族らの請求を棄却したが、「なお、サンフランシスコ平和条約の枠組みにおいても、個別具体的な請求権について債務者側(賠償義務者 筆者注)において任意の自発的な対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの蒙った精神的、肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人(西松建設 同)は前述したような勤務条件で、中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に補償金を取得しているなどの諸搬の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」という「付言」を導き出した。

6 2009年10月23日、「付言」に基づき西松建設広島安野の和解

この「付言」に基づき、西松安野和解が成立した。西松建設社長の述懐本件三菱マテリアル和解も同様、この付言の精神に基づいてなされた。私は、これまで、中国人強制連行・強制労働問題に関し、鹿島建設の花岡和解(2000年)、西松建設広島安野和解(2009年)に関与してきたが、本件三菱マテリアル和解は、前二者に比べ、

- ①三菱鉱業本体の事業場だけでなく、下請先も含む3765人を対象とした(花岡987人、西松広島安野360人、同信濃川180人)。
 - ② 謝罪内容において「過ちて改めざる、是を過ちという」と踏み込み(三菱は自発的にこの語句を使用した)、しかも会社の責任ある立場の者が中国に赴き、直接、受難者である生存労工に対し謝罪し、和解金を支給した。
 - ③和解金の額がこれまでの和解金額を大幅に超えた。
 - ④和解金の内訳(使途)が明確に示されている。
- 等々に於いて大きく前進したものである。

7 「付言」による解決を明確にした三菱マテリアルプレスリリース

三菱マテリアル社が発したプレスリリースは、本件和解の概要を説明した上で以下のように述べる。

「当社は、本日の和解に関する調印式で、歴史的責任に対し真摯かつ誠実な謝罪の意を表明し、3名の元労働者の方々に、これを受け入れて頂きました。(略)

本件につきましては、過去、当社関係で5つの日本国内訴訟が提起されました。何れの訴訟も元労働者側の請求を棄却するとの決定が下され、確定しております。しかしながら、判決においては、旧三菱鉱業の事業所において、元労働者の方々が本人の意に反して苦労を強いられたということが事実として認定され、また、『本問題を解決するよう努力するべき』との付言がありました。

当社は、これらを真摯に受け止め、協議を続けた結果、合意に至りました。」生存労工の名で発せられた被害者団体全体の共同コミュニケは、本和解を成

立させた三菱マテリアル社の決断に敬意を表するとともに、同じ問題を抱える他社、及び日本国家が三菱マテリアル社に倣い、本強制連行・強制労働問題の早急なる解決を求めると述べた。

8 歴史問題解決の鍵となる「付言」

- (1) 「付言」に見る裁判官たちの苦悩
- (2) 「付言」を書いた最高裁元判事の感慨
- (3) 心ある外務官僚たちの思い

東郷和彦元オランダ大使の卓見 三菱マテリアル社外取締役岡本行夫、須之部量三元外務次官、栗山尚一元駐米大使らの思い

「和解 — 日本外交の課題 反省を行動で示す努力を」(「外交フォーラム2006年1月号」)で「わたしの主張は自虐史観ではない。国家が過ちを犯しやすい人間の産物である以上、歴史に暗い部分があるのは当然であり。恥ずべきことではないからである。むしろ、過去の過ちを過ちとして認めることは、その国の道義的立場を強くする。」と述べ、さらに「このような条約その他の文書(サンフランシスコ講和条約、日中共同声明、日韓請求権協定等筆者注)は、戦争や植民地支配といった不正常な状態に終止符を打ち、正常な国家関係を樹立するためには欠かせない過程であるが、それだけでは和解は達成されない。加害者と被害者との間の和解には、世代を超えた双方の勇気と努力を必要とする。それは加害者にとっては、過去と正面から向き合う勇気と反省を忘れない努力を意味し、被害者にとっては、過去の歴史と現在を区別する勇気であり、そのうえで、相手を許して、受け入れる努力である。暗い過去を忘れたいと思うのは、人間の自然な感情である。そうした感情を抑えて、自国の歴史の負の部分と向き合うには勇気を要する。しかし、国家が歴史の教訓を活かし、過去の過ちを繰り返さないためには、いかにそれが不愉快な事であっても、歴史の負の遺産を直視する勇気をもたなくてはならない。その上で、過去への反省を実際の対外的な行動に反映させる努力を積み重ねていくことが必要である。」

9 平和資源としての三菱マテリアル和解

本件和解は強制連行・強制労働の受難者・遺族に対する謝罪と慰藉を目的とするものであるが同時に、その和解事業の遂行を通じて民間の日中友好交流運動の一端を担うことになろう。

本三菱マテリアル和解は、日本にもこのような歴史に向き合う企業がある、このような和解を担う市民たちがいるという安心感、信頼感を中国側に与え、日中の安全保障を巡る環境整備に大きな役割を果たすものとなるであろう。

10 日中共同声明と三菱マテリアル和解

1.1 「安全保障を巡る環境の変化」を作り出したのは誰か

石原の尖閣購入→国有化問題 安部の靖國神社参拝、
「挑発」に「待ってました」と乗った中国の軍拡派

1.2 花岡和解から16年 変わらない日本政府見解

「かくて宿題が残った 戦後補償問題で冷厳な法律論にはね返されてきた被害者に、遅まきながら光が当たることになった。政府は『国の責任』という残された問題の解決を急ぐべきだ。(中略)この問題を考える上で、見逃せないのはドイツや米国などの動きだ。ドイツは大手企業が基金を作ってナチスの被害に補償している。米国、カナダでは政府が日系人を差別したことを謝罪し、補償している。戦時体制が日本とは違ったとはいえ、どちらが道義的に優れているかは明らかだ。強制労働のほかにも旧植民地の住民の年金差別、紙切れと化した軍票の処理、軍事郵便貯金の支払いなど未解決の戦後補償問題が山積している。総合的に対処する必要がある。国際的にも注目されている。国際労働機関(ILO)の専門家委員会は強制労働の補償、国際人権委員会の人権促進保護小委員会は従軍慰安婦への補償を、それぞれ日本政府に促している。『補償問題はサンフランシスコ条約と二国間条約で解決済み』という日本政府の主張はもはや通じない。」、2000年11月29日の花岡和解の時の東京新聞社説の一節である。この問題を巡っての国の姿勢は16

年経過しても全く変わっていない。国が変わらない以上まず民間から少しずつでも変えて行くしかない。

1.3 憲法破壊の安倍政権との闘いは三つの共闘

(1) 死者たちとの共闘

「命は確かに大切である。しかし、時にはそれをなげうっても守らなければならない価値があるということを考えたことがあるだろうか」（安倍晋三『美しい国』2006年文春新書、後に『新しい国』と改題）70余年前、私たちは、政治家にこのような言葉を吐かせないと誓い、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」（憲法前文）、戦後の再出発を為した。この誓いの背後には、アジアで2000万人以上、日本で310万人の非業、無念の死を強いられた人々がいた。戦後の否定を声高に語る安倍政権との闘いは、非業、無念の死を強いられた死者たちとの共闘でもある。共闘する死者たちは、非業無念の死を強いられた死者たちだけではない。戦後の平和運動を担った、今は亡き先人たちとの共闘でもあることを忘れてはならない。

(2) 未来との共闘

戦後71年、いろいろ批判はあったが、とにもかくにも、日本は戦争をしなかった。「戦争しない国」、この「平和資源」を子供、孫ら未来に引き継がなければならない。日本を「戦争のできる国」にしようとする安倍政権にストップを掛ける、それは未来との共闘でもある。

(3) アジアの民衆との共闘

中国共産党政権の南シナ海における勢力拡張は、日中共同声明第7項「日中両国間の国交正常化は第三国に対するものではない。両国のいずれもアジア太平洋地域で覇権を求めべきでなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国、あるいは国の集団による試みにも反対する」と述べる反覇権条項違反である。国際海洋法条約に基づく仲裁裁判所の判決を「紙屑」と言い放つ中国政府の態度は、「満州事変」でのリットン調査団報告書を一蹴したかつての日本の姿と重なって来さえする。

国内における人権弾圧も深刻

1980年代末にあったように、もし、中国の民衆が、この覇権主義に反対し、天安門で大集会をもったら、私たちは、中国の政権は信頼しないが、中国の民衆を信頼するであろう。

これを逆から見たら、安倍政権の軍事的膨張政策にアジアの民衆は反発しながらも、私たちがこの安倍政権に抗議の声を挙げていることによって、私達に対する信頼が生まれる。私たちの活動が中国などアジアの民衆に勇気を与える。私たちは、かつて、韓国の民主化運動から大きな勇気をもたらしたことを思い起こすべきである。

韓国憲法の前文を知っていますか？

安全保障の要諦は抑止力にあるのではなく、安心供与、すなわち、隣国から見て信頼に値する国か否かである。我われの「ストップザ安倍」の闘いは「日本の平和資源」であり、アジアの民衆との共闘でもある。